

# 富山県フリースクール等通所児童生徒支援事業補助金実施要領

富山県教育委員会

## 1 趣旨

この要領は、学校に行きづらい児童生徒の学校外の居場所の選択肢を増やし、社会的自立を促進するため、フリースクール等民間施設を利用する児童生徒が、当該施設にて活動を行うために必要な経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する「富山県フリースクール等通所児童生徒支援事業」（以下、「事業」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 補助対象者

「富山県フリースクール等通所児童生徒支援事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）第3条の規定に定める保護者

## 3 事業対象期間

4月1日から翌年3月31日までの1年間

## 4 実施方法

要綱に基づき、補助金を交付する。

## 5 内容

フリースクール等民間施設（以下、「施設」という。）に通所している児童生徒をもつ保護者に対し、当該施設にて活動を行うために必要な経費への支援を行う。

## 6 申請及び交付について

(1) 提出書類 ※ 様式は県公式ウェブサイト上に掲載

### 【通所申告に係る書類】

ア フリースクール等通所申告書（様式6号）

### 【補助金交付に係る書類】

< A群 >

イ 補助金交付申請書（交付先口座含）（様式1号）

ウ 施設通所証明書（様式2号）

エ 出席扱い証明書（様式3号）

オ 施設への通所に対し、地方公共団体から本事業以外の補助金を受けている場合は、その証明書（交付決定通知書や額の確定通知書等、補助額がわかるもの）

※ 補助金を交付している地方公共団体に、申請状況等について情報提供することがある。

< B群 >

カ フリースクール等民間施設利用確認書（実績報告書）（様式4号）

キ 領収書等、施設利用料（授業料）その他支払いを証明するもの

## (2) 提出期間・交付日

### ① 提出期間

【通所申告に係る書類（ア）】（最初の1回のみ提出）

- ・ 学期開始月の1日～学期終了月の20日まで

【補助金交付に係る書類】

- ・ A群（イ～オ）……年度内の最初の交付申請時のみ提出
  - ・ B群（カ、キ）……交付申請（学期）ごとに提出
  - ・ 提出締切（郵送の場合は必着）…1学期8月7日、2学期1月7日、3学期翌年度4月7日
- ※提出日を過ぎた場合の支払いはできない

### ② 交付日

年間3回に分けて口座振替にて交付（①8月、②1月、③翌年度4月）

## (3) 提出方法

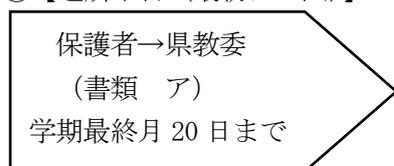
富山県教育委員会教育みらい室児童生徒支援担当へ直接提出もしくは郵送

## (4) 審査及び結果の通知

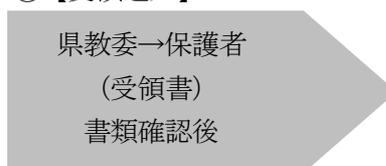
- ・ 提出書類により、富山県教育委員会が審査する。
- ・ 提出書類に記載のあった施設に対しては、富山県教育委員会が通所に関する確認を行う。
- ・ 交付決定及び額の確定通知書（様式5-①号）または不交付決定通知書（様式5-②号）により通知する。
- ・ 交付金額については、交付決定及び額の確定通知書（様式5-①号）により通知する。

## (5) 通所申告から補助金交付までの手続きの流れ

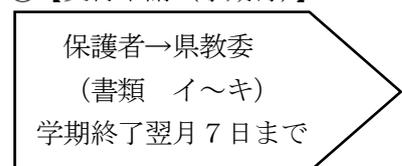
### ①【通所申告（最初に1回）】



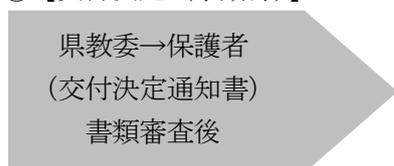
### ②【受領通知】



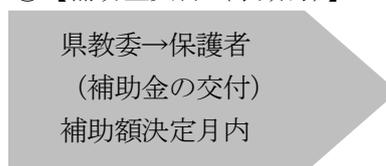
### ③【交付申請（学期毎）】



### ④【交付決定（学期毎）】



### ⑤【補助金交付（学期毎）】



※ 民間施設に通所している児童生徒の保護者が通所申告・交付申請を行うこと。

## 7 提出先および問い合わせ先

富山県教育委員会 教育みらい室 児童生徒支援担当

「フリースクール等通所児童生徒支援事業」担当者

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

TEL 076-444-3452 FAX 076-444-4439